

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 仁賀保中央福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県にかほ市前川字中ノ森24番地5 |
| (3) 電話番号 | 0184-38-4150 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 須田直仁 |
| (5) 設立年月 | 昭和62年5月28日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所 平成12年3月27日指定
指定介護予防短期入所事業所 平成18年6月1日指定
秋田県 第0572503589号
※当事業所は特別養護老人ホーム浩寿苑に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法の理念に基づきご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に短期入所生活介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 浩寿苑短期入所事業所
(短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業) |
| (4) 事業所の所在地 | 秋田県にかほ市前川字中ノ森24番地5 |
| (5) 電話番号 | 0184-38-4150 |
| (6) 管理者氏名 | 中村勝久 |
| (7) 当事業所の
運営方針 | 1 利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとします。
2 事業所において提供する短期入所生活介護は介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及びその内容に沿ったものとします。
3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、そのニーズを的確に捉え、居宅サービス計画に基づき適切なサービスを提供します。
4 日常生活上の援助及び機能訓練等を行うとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 |
| (8) 開設年月日 | 平成4年12月16日 |
| (9) 通常の送迎の実施地域 | にかほ市 |

- (10) 営業日及び営業時間
- 1 営業日 年中無休
 - 2 営業時間 年中無休
 - 3 サービス提供時間 年中無休

(11) 利用定員 20名 (ベッド数20床、介護予防短期入所生活介護含む)

(12) 居室等の概要

短期入所生活介護の利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります)

居室・設備の種類	居室	備考
2人部屋	2室	
4人部屋	4室	
合計	6室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	歩行訓練用平行棒
浴室	1室	機械浴、特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

◇居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(特別養護老人ホーム浩寿苑の職員配置の兼務となります。)

〈主な職員の配置状況〉

職種	常勤換算	指定基準
管理者	1名 (兼務)	1名
介護職員	23.3名	21名以上
生活相談員	2名	1名以上

看護職員	5.5名	3名以上
機能訓練指導員	3名(兼務)	2名以上
医師	1名(嘱託)	1名(非常勤)
管理栄養士	2名	1名以上
調理員	8名	4名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
医師(主治医)	月2回以上診察(随時、状況に応じて診察)
介護職員	(時間帯における基本的人員配置)
	早番 7:00~16:00 4名
	日勤 8:30~17:30 1~3名
	遅番 9:45~18:45 4名
	夜勤 17:00~9:00 3名
看護職員	(時間帯における基本的人員配置)
	日勤1 7:45~16:45 1名
	日勤2 8:30~17:30 1名
	遅番 9:30~18:30 1名
機能訓練指導員	介護サービス計画に応じて看護職員が対応します

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

《サービスの概要》

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

当事業所が提供するサービス利用料金のうち、自己負担額は厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額の1割となります。ただし、一定以上の所得のある方は2割または3割となります。

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事時間 朝食7:30~8:30 昼食12:15~13:15 夕食18:00~19:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④機能訓練(看護職員の兼務)

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行えるよう援助します。

(2) 介護給付内の利用料 (契約書第8条参照)

◇基本料金の自己負担額

(金額は1割負担の場合です。一定以上の所得のある方は2割または3割負担となります。)

	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
自己負担額 (1日あたり)	451円	561円	603円	672円	745円	815円	8844円

- ◇サービス提供体制強化加算(I) 22円/日
- ◇夜勤職員配置加算(I) 13円/日 (介護予防は除く)
- ◇看護体制加算(I) 4円/日 (介護予防は除く)
- ◇看護体制加算(II) 8円/日 (介護予防は除く)
- ◇送迎(実施区域内) 片道184円
- ◇若年性認知症利用者受入加算 120円/日
- ◇介護職員等处遇改善加算I(1) 所定単位数に加算率14.0%を乗じた単位数
- ◇自費利用を挟み実質連続30日を超える利用者 所定単位数より30円減/1日
- ◇介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを利用される場合は、全額自己負担となります。

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(3) 介護保険給付外の利用料

①食費(食材料費及び調理費相当)

	利用者負担限度額	基準費用額
利用者負担第1段階	300円(1日あたり)	<u>1,445円(1日あたり)</u> (内訳) 朝食390円 昼食530円 夕食525円
利用者負担第2段階	600円(1日あたり)	
利用者負担第3段階①	1,000円(1日あたり)	
利用者負担第3段階②	1,300円(1日あたり)	
利用者負担第4段階	1,445円(1日あたり)	

◇介護保険負担限度額認定証受給者以外の方が第4段階となります。

◇食費の1日あたりの負担額については、利用者段階別の負担限度額が上限となります。

②滞在費（居住の種類は多床室）（1日あたり）

	利用者負担額
利用者負担第1段階	0円
利用者負担第2段階	430円
利用者負担第3段階①	430円
利用者負担第3段階②	430円
利用者負担第4段階	915円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき：10円

⑤理髪・美容

月に1回（月曜日）理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,000円

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(2)、(3)の料金、費用はサービス利用終了時に、その都度お支払いいただくか当事業所指定の銀行口座又は、郵便振替により指定期日までにお支払いいただきます。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- ・ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の2日前までに事業者へ申し出て下さい。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の2日前までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50% (自己負担相当額)
利用予定日の当日に申し出があった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当額)

- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) 個人情報の保護について

当事業所では個人情報保護に関して、その重要性を十分認識し適切に対応していきます。

(7) 秘密保持について

- ①当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ②当事業所は従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じることとします。
- ③当事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者及び家族の同意をあらかじめ得るものとします。

5. 事故発生時及び損害賠償責任の対応

(1) 事故発生時の対応について (契約書第11条参照)

当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族及び、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、記録します。

(2) 損害賠償責任について (契約書第15条参照)

当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償等を速やかに行うこととします。

6. 苦情の受付について (契約書第24条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・ 苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 生活相談員 鈴木 徹
主任介護士 伊藤 幸子
副主任介護士 太田 早紀

・ 受付時間 毎週月曜日から日曜日 8:30~17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

<p>にかほ市 長寿支援課</p>	<p>所在地 秋田県にかほ市平沢字八森31-1 TEL 0184-32-3042 FAX 0184-37-2135 受付時間 8:30~17:15</p>
-------------------	---

国民健康保険団体連合	所在地 秋田市山王4丁目2番3号 TEL 018-883-1550 FAX 018-883-1551 受付時間 8:30~17:15
------------	---

7. 身体拘束廃止に向けた取り組み

- (1) サービスの提供にあたっては、入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行わない。
- (2) 身体拘束廃止に向け取り組むとともに、やむを得ず拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす必要がある。その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

8. 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者へ周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を実施します。

9. 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

10. 福祉サービスの第三者による評価の実施状況

- (1) 福祉サービスの第三者による評価の実績はありません。

11. その他

- (1) 禁止行為（契約書第14条、第21条参照）
契約者は、契約書第14条及び第21条に定める禁止行為を行った場合は、ただちに利用を中止するものとします。
- (2) 注意事項（契約書第23条参照）
事業所到着後健康チェックを行いますが、風邪症状など見られた場合は、すぐに帰宅していただきます。その際、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金は全額いただきます。